

八戸市子ども・子育て会議について

1 機関の概要について

(1) 設置目的

当会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、当市の子ども・子育て支援施策の推進を図ることを目的として、平成25年7月に設置。

(2) 主な所管事務

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員について
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定について
- ・ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況について
- ・ 保育所の認可について
- ・ 保育所の設備、運営を向上させるための勧告、事業停止命令について
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可について
- ・ 幼保連携型認定こども園の事業停止、施設閉鎖命令について
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可取消について

2 委員任期（第3期）

令和元年7月29日～令和4年7月28日

3 委員

別紙「子ども・子育て会議 委員一覧（第3期）」参照

4 会議の運営

別紙「子ども・子育て会議運営要綱」に基づき実施